

費目別支出内容一覧表

議員名 中嶋光雄

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・ 事務費 ・人件費			整理番号	1-1
事業内容	事務所 固定電話料金				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	4月分	10344	5172	5/30	1/2 按分
	5月分	10335	5167	6/26	=
	6月分	10274	5137	7/25	=
	7月分	10291	5145	8/24	=
	8月分	10282	5141	9/24	=
	9月分	10309	5154	10/26	=
	10月分	10326	5163	11/28	=
	11月分	10318	5159	12/21	=
	12月分	10309	5154	1/28	=
	1月分	10291	5145	2/22	=
	2月分	10300	5150	3/24	=
	3月分	10300	5150	4/21	=
	《合計》	123,679	61,837		
按分割合 積算根拠	政務活動(50%) 政務活動(50%) + その他の活動(50%)				月ごとに按分 1円未満は四捨

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例: ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	1-2
【領収書その他の書面の添付欄】 事務所固定電話料			
電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 4月分 1/2按分 ¥5,172 お客様番号 4710-0660-45484 2024年 5月ご請求分 金額(円) ¥10,344 受取人 NTTファイナンス株式会社 お問合せ先 (無料) 0800-3335550 領収日 印 24.5.30 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様 電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 5月分 1/2按分 ¥5,167 お客様番号 4710-0660-45484 2024年 6月ご請求分 金額(円) ¥10,335 受取人 NTTファイナンス株式会社 お問合せ先 (無料) 0800-3335550 領収日 印 24.6.26 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様 電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 6月分 1/2按分 ¥5,137 お客様番号 4710-0660-45484 2024年 7月ご請求分 金額(円) ¥10,274 受取人 NTTファイナンス株式会社 お問合せ先 (無料) 0800-3335550 領収日 印 24.7.25 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様 電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 7月分 1/2按分 ¥5,145 お客様番号 4710-0660-45484 2024年 8月ご請求分 金額(円) ¥10,291 受取人 NTTファイナンス株式会社 お問合せ先 (無料) 0800-3335550 領収日 印 24.8.24 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様			
電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 8月分 1/2按分 ¥5,141 お客様番号 4710-0660-45484 2024年 9月ご請求分 金額(円) ¥10,282 受取人 NTTファイナンス株式会社 お問合せ先 (無料) 0800-3335550 領収日 印 24.9.24 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様 電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 9月分 1/2按分 ¥5,154 お客様番号 4710-0660-45484 2024年 10月ご請求分 金額(円) ¥10,309 受取人 NTTファイナンス株式会社 お問合せ先 (無料) 0800-3335550 領収日 印 24.10.26 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様 電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 10月分 1/2按分 ¥5,163 お客様番号 4710-0660-45484 2024年 11月ご請求分 金額(円) ¥10,326 受取人 NTTファイナンス株式会社 お問合せ先 (無料) 0800-3335550 領収日 印 24.11.28 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様 電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 11月分 1/2按分 ¥5,159 お客様番号 4710-0660-45484 2024年 12月ご請求分 金額(円) ¥10,318 受取人 NTTファイナンス株式会社 お問合せ先 (無料) 0800-3335550 領収日 印 24.12.21 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様			

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	1-3
【領収書その他の書面の添付欄】 事務所固定電話料			
電話料金等払込受領証 西日本ご利用分	電話料金等払込受領証 西日本ご利用分	電話料金等払込受領証 西日本ご利用分	電話料金等払込受領証 西日本ご利用分
ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 12月分 1/2按分 ¥5,154	ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 1月分 1/2按分 ¥4,455	ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 2月分 1/2按分 ¥5,150	ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 3月分 1/2按分 ¥5,150
お客様番号 4710-0660-45484	お客様番号 4710-0660-45484	お客様番号 4710-0660-45484	お客様番号 4710-0660-45484
2025年 1月ご請求分	2025年 2月ご請求分	2025年 3月ご請求分	2025年 4月ご請求分
金額(円) ¥10,309	金額(円) ¥10,291	金額(円) ¥10,300	金額(円) ¥10,300
受取人 NTTファイナンス株式会社	受取人 NTTファイナンス株式会社	受取人 NTTファイナンス株式会社	受取人 NTTファイナンス株式会社
お問い合わせ先 (無料) 0800-3335550	お問い合わせ先 (無料) 0800-3335550	お問い合わせ先 (無料) 0800-3335550	お問い合わせ先 (無料) 0800-3335550
領収日 25.1.28	領収日 25.2.22	領収日 25.3.24	領収日 25.4.21
収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様	収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様	収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様	収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様

費目別支出内容一覧表

議員名 中嶋光雄

費 目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費			整理番号	2-1
事業内容	携帯電話料金				
経費内訳	項目	金 額(円)	充当額(円)	内容	
	4月分	14,275	7,137	5/30	1/2 按分
	5月分	13,805	6,902	6/26	"
	6月分	13,913	6,956	7/25	"
	7月分	13,725	6,862	8/24	"
	8月分	13,742	6,871	9/24	"
	9月分	13,762	6,881	10/26	"
	10月分	14,261	7,130	11/28	"
	11月分	13,711	6,855	12/21	"
	12月分	13,164	6,582	1/28	"
	1月分	13,742	6,871	2/22	"
	2月分	13,715	6,857	3/24	"
	3月分	13,151	6,575	4/21	"
	《合計》	164,966	82,479		
按分割合 積算根拠	政務活動(50%) 政務活動(50%) + その他の活動(50%)				月ごとの按分 1月未満は捨

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例: ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	2-2
【領収書その他の書面の添付欄】 携帯電話料金			
電話料金等払込受領証 ドコモご利用分	電話料金等払込受領証 ドコモご利用分	電話料金等払込受領証 ドコモご利用分	電話料金等払込受領証 ドコモご利用分
ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 4月分 1/2按分 ¥2137	ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 5月分 1/2按分 ¥6902	ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 6月分 1/2按分 ¥6956	ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 7月分 1/2按分 ¥6862
お客様番号 1709-9006-77633	お客様番号 1709-9006-77633	お客様番号 1709-9006-77633	お客様番号 1709-9006-77633
2024年 5月ご請求分 金額(円) ¥14,275-	2024年 6月ご請求分 金額(円) ¥13,805-	2024年 7月ご請求分 金額(円) ¥13,913-	2024年 8月ご請求分 金額(円) ¥13,725-
受取人 NTTファイナンス株式会社	受取人 NTTファイナンス株式会社	受取人 NTTファイナンス株式会社	受取人 NTTファイナンス株式会社
お問合せ先 / ドコモ 0120-800-000	お問合せ先 / ドコモ 0120-800-000	お問合せ先 / ドコモ 0120-800-000	お問合せ先 / ドコモ 0120-800-000
領・収・日・期・印 24.5.30 400981	領・収・日・期・印 24.6.26 400981	領・収・日・期・印 24.7.25 400981	領・収・日・期・印 24.8.24 400981
収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様	収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様	収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様	収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様
電話料金等払込受領証 ドコモご利用分	電話料金等払込受領証 ドコモご利用分	電話料金等払込受領証 ドコモご利用分	電話料金等払込受領証 ドコモご利用分
ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 8月分 1/2按分 ¥6871	ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 9月分 1/2按分 ¥6881	ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 10月分 1/2按分 ¥7130	ご請求先氏名 中嶋 光雄 様 11月分 1/2按分 ¥6955
お客様番号 1709-9006-77633	お客様番号 1709-9006-77633	お客様番号 1709-9006-77633	お客様番号 1709-9006-77633
2024年 9月ご請求分 金額(円) ¥13,742-	2024年 10月ご請求分 金額(円) ¥13,762-	2024年 11月ご請求分 金額(円) ¥14,261-	2024年 12月ご請求分 金額(円) ¥13,711-
受取人 NTTファイナンス株式会社	受取人 NTTファイナンス株式会社	受取人 NTTファイナンス株式会社	受取人 NTTファイナンス株式会社
お問合せ先 / ドコモ 0120-800-000	お問合せ先 / ドコモ 0120-800-000	お問合せ先 / ドコモ 0120-800-000	お問合せ先 / ドコモ 0120-800-000
領・収・日・期・印 24.9.24 400981	領・収・日・期・印 24.10.26 400981	領・収・日・期・印 24.11.29 400981	領・収・日・期・印 24.12.21 400981
収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様	収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様	収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様	収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様

24.9.24

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	Z-3
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】 携帯電話料金

電話料金等払込受領証

ドコモご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
12月分

1/2按分 ¥6,582

お客様番号
1709-9006-77633

2025年 1月ご請求分

金額(円)
¥13,164受取人
NTTファイナンス株式会社お問合せ先 / ドコモ
0120-800-000

領収書の日付印

25.1.28
400981

(金融機関・CVS用) - お客様

電話料金等払込受領証

ドコモご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
1月分

1/2按分 ¥6,871

お客様番号
1709-9006-77633

2025年 2月ご請求分

金額(円)
¥13,742受取人
NTTファイナンス株式会社お問合せ先 / ドコモ
0120-800-000

領収書の日付印

25.2.22

(金融機関・CVS用) - お客様

電話料金等払込受領証

ドコモご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
2月分

1/2按分 ¥6,857

お客様番号
1709-9006-77633

2025年 3月ご請求分

金額(円)
¥13,715受取人
NTTファイナンス株式会社お問合せ先 / ドコモ
0120-800-000

領収書の日付印

25.3.24

(金融機関・CVS用) - お客様

電話料金等払込受領証

ドコモご利用分

ご請求先氏名
中嶋 光雄 様
1/2按分 ¥6,575お客様番号
1709-9006-77633

2025年 4月ご請求分

金額(円)
¥13,151受取人
NTTファイナンス株式会社お問合せ先 / ドコモ
0120-800-000

領収書の日付印

25.4.21

(金融機関・CVS用) - お客様

費目別支出内容一覧表

議員名 中嶋光雄

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・事務費・人件費		整理番号	3-1
事業内容	文房具代			
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容
	プリンター-インク	12,321	6160	5/21 1/2 按分
	エピー-用紙	1,892	946	6/10 "
	アクリルホルダー	1,628	814	7/18 "
	プリンター-インク	18,752	9,376	7/22 "
	ホワイトボードマーカー	660	330	7/22 "
	カラーエピー-用紙	1,996	989	10/21 (18ポイント控除) "
	エピー-用紙	1,892	946	10/21 "
	プリンター-インク	12,321	6,160	11/13 "
	プリンター-インク	6,092	3,046	2/17 "
	プリンター-インク	6,092	3,046	1/2 "
	エピー-用紙	1,892	946	3/1 "

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること。
報告に関しては、支出の種類(例: ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	3-2
【領収書その他の書面の添付欄】			
領収書等に宛名の無いものは、中山崎光雄宛に相違ありません			



株式会社ヤマダデンキ
本部 群馬県高崎市栄町1-1
<https://www.yamada-denkiweb.com>

登録番号: T2070001036729

デッグランド宇部店

0836-81-1510

御来店誠に有り難う御座います
ポイントカード会員募集中!

領収書

[カート売]

2024/05/21 12:03

レジ担当: 450637

販売担当: 450637

会員No: [REDACTED]

2864328016 TB07CL4B

エプソン 1:持帰 外10

¥12,446

会員値引対象(10%)

¥1,245

9006108017 カインズ 1:持帰 外10

¥0

会員値引額計

¥1,245

小計

¥11,201

消費税

¥12,321

税合計

¥0

ポイント値引

¥12,321

合計

¥12,321

(内消費税)

¥1,120

1/2 按分 ¥6,160

家族でつくるいい一日

GoDay

小野田店

0836-81-5088

登録番号: T2290001030338

<領収証>

2024年06月10日(月) 10:44 No. 2366

担当: 774

[072-7202]

☆PPC用紙バンドル

コピー用紙A4 A1K90.1

6382×5個

¥1,910内

★まとめ売り値引

-18

(5個¥1,892 × 1組)

小計 5点

¥1,892

(10%内税対象額)

¥1,892

(

内税額

¥172)

(

内税計

¥172)

合計

¥1,892

お預り

¥10,092

お釣り

¥8,200

*は軽減税率対象商品です。

1/2 按分 ¥946

グッピー小野田店
0836-81-5088
登録番号: T2290001030338消費税 148円を含む。
但し

として上記正に領収いたしました。

¥1,628-

中山崎光雄様

領収証

No. 7201-507-6654

2024年07月18日

[担当: 2440]

<領収証 正片 赤田>

2024年07月18日(木) 11:11 No. 6654

担当: 2440

[072-7201]

プラスA4Cホルダー100P

¥1,628×1個

¥1,628内

小計 1点

¥1,628

(10%内税対象額)

¥1,628

(

内税額

¥148)

(

内税計

¥148)

合計

¥1,628

お預り

¥2,000

お釣り

¥372

*は軽減税率対象商品です。

1/2 按分 ¥814

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	3-3
【領収書その他の書面の添付欄】			
領収書等の宛名のなつものは中嶋光雄宛に相違ありません			



株式会社ヤマダデンキ
本部 群馬県高崎市栄町1-1
<https://www.yamada-dankiweb.com>

登録番号: T2070001036729

チェックランド宇都店
0836-81-1510
御来店誠に有り難う御座います
ポイントカード会員募集中!

名義人又姓

【カト*売】

2024/07/22 12:22
レシ担当: 710690
販売担当: 307757
会員No: [REDACTED]

2864324018 ID07KB 外10 992

17ソイヤ 1:持帰 外10 ¥6,155

会員値引対象(5%) ¥308

2864328016 ID07GL4B 外10 992

17ソイヤ 1:持帰 外10 ¥12,446

会員値引対象(10%) ¥1,245

9006108017 ID07GL4B 外10 777

17ソイヤ 1:持帰 外10 ¥0

会員値引額計 ¥1,553

小計 ¥17,048

消費税 ¥1,752

税込計 ¥18,752

ポイント値引 OP

合計 ¥18,752

(内消費税 ¥1,704)

と按分 ¥9376

だんせん! タイソー

DAISO

タイソーアルカ小野田店

TEL:080-4121-5973

公式通販サイト「DAISOオンラインショップ」

「タイソーオンライン」で検索!

<名義 山又 吉正>

2024年07月22日(月) 12:55

レシ No.: 0004 貴: 99999992

ホワイトボード マーカー白 ¥100外

ペイント マーカー白 ¥100外

ペイント マーカー銀 ¥100外

A4 クリップボード (透明) ¥200外

(6100 × 2個)

A4 クリップボード (タテ) ¥100外

小計 6点 ¥600

10%税抜対象額 ¥600

10%税額 ¥60

合計 ¥660

お預り合計 ¥1,000

お釣り ¥340

登録番号 T7240001022681

と按分 ¥330



領収証

株式会社ナフコ

ホームプラザナフコ 小野田店

TEL:0836-83-0725

登録番号: T7290801002705

毎度ありがとうございます

まだのお越しを

お待ちしております。

2024年10月21日 15:34

担: 31413437 006-84108

21 カラーコピー用紙 グリーン

22248589 ¥998

21 カラーコピー用紙 オレンジ

25073850 ¥998

合計 ¥1,996

10%対象お買上額 ¥1,996

(10%内消費税額 ¥181)

現金 ¥1,996

お預り ¥10,006

お釣り ¥8,010

お客様カードNo. [REDACTED]

今回ご利用ポイント OP

今回お買上ポイント 18P

合計ポイント残高 18P

ポイント有効期限 2025/10/31

※今回加算ポイントは次回お買上時

よりご利用いただけます

レシート売上

*マークは広告商品です

と按分 ¥989

$(1996A - 18P) \times \frac{1}{2}$
= 989

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	3-4
【領収書その他の書面の添付欄】			

笑顔でつくろい一日

GoDay

小野田店
0836-81-5088
登録番号: T2290001030338

<領収 収 証>

2024年10月21日(月) 15:17 No. 3169
担当: 628 [072-7201]

☆PPC用紙バンドル
コピー用紙A4 A1K901
8382×5個 ¥1,910内
★まとめ売り値引 -18
(5個¥1,892 × 1組)

小計	5点	¥1,892
(10%内税対象額)		¥1,892
(内税額)		¥172
(内税計)		¥172

合計	¥1,892
お支払い	¥2,002
お釣り	¥110

★は軽減税率対象商品です。

と按分 ¥946

YAMADA

株式会社ヤマダデンキ
本部 群馬県高崎市栄町1-1
<https://www.yamada-denkiweb.com>

登録番号: T2070001036729

デックランド宇部店
0836-81-1510
御来店誠に有り難う御座います
ポイントカード会員募集中!

<領収 収 証>

2024/11/13 19:21
レジ担当: 711203
販売担当: 039000
会員No: [REDACTED]

2864328016 IB07CL4B マス
17"液晶 1:持帰 外10 ¥12,446
会員値引対象(10%) -¥1,245
9006108017 カイン北 持帰 ¥772
デ-55"液晶 1:持帰 外10 ¥0

会員値引額計	-¥1,245
小計	¥11,201
+消費税	
税合計	¥12,321
ポイント値引	0P
合計	¥12,321
(内消費税)	¥1,120

と按分 ¥6,160

YAMADA

株式会社ヤマダデンキ
本部 群馬県高崎市栄町1-1
<https://www.yamada-denkiweb.com>

登録番号: T2070001036729

デックランド宇部店
0836-81-1510
御来店誠に有り難う御座います
ポイントカード会員募集中!

<領収 収 証>

2025/02/17 17:14
レジ担当: 710690
販売担当: 800613
会員No: [REDACTED]

2864324018 IB07KB マス
17"液晶 1:持帰 外10 ¥6,155
会員値引対象(10%) -¥616
9006108017 カイン北 持帰 ¥772
デ-55"液晶 1:持帰 外10 ¥0

会員値引額計	-¥616
小計	¥5,539
+消費税	
税合計	¥6,092
ポイント値引	0P
合計	¥6,092
(内消費税)	¥553

と按分 ¥3,046

領収書等の宛名のなつものは中嶋光雄宛に相違ありません

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	3-5
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領収書等の宛名のなすものは中嶋光雄宛に相違ありません



株式会社ヤマダデンキ
本部 群馬県高崎市栄町1-1
<https://www.yamada-denkiweb.com>
登録番号: T2070001036729
テックランド栄部店
0836-81-1510
御来店誠に有り難う御座います
ポイントカード会員募集中!

領収書又 領収書
[カト 宛]

2025/01/02 11:44
レシ担当: 710690
販売担当: 300613
会員No. [REDACTED]

2864324018 1B07KB -752
12"液晶 1:持帰 外10 ¥6,155
会員値引対象(10%) -¥616
9006108017 カイワ社 持帰 ¥772
デ-093274 1:持帰 外10 ¥0
会員値引額計 -¥616
小計 ¥5,539
+消費税 ¥6,092
税引額 0円
合計 ¥6,092
(内消費税 ¥553)

左 按分 ¥3,046

笑顔でつくるいい一日



小野田
0836-81-5088
登録番号: T2290001030338

領収書又 領収書

2025年03月01日(土) 10:37 No.7762
担当:561 [072-7201]

☆PPC用紙バンドル
コピー用紙A4 A.I.K801
@382×5個 ¥1,910内
★まとめ売り値引 -18
(5個¥1,892 × 1組)

小計	5点	¥1,892
(10%内税対象額)		¥1,892
(内税額)		¥172
(内税計)		¥172

合計 ¥1,892
お預り ¥10,102
お釣り ¥8,210

*は軽減税率対象商品です。

◆LINEお友だち限定価格対象商品

グッデイならできる
家族で作るいい一日

LINEおともだち XXXXXXXXXX0814



左 按分 ¥946

費目別支出内容一覧表

議員名 中嶋光雄

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・事務費・ <u>人件費</u>			整理番号	1-1
事業内容	政策調査、助言、政務活動専用の補助パート料				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	4月	60,500	60,500	4/26	1名
	5月	55,000	55,000	5/31	=
	6月	55,000	55,000	6/28	=
	7月	55,000	55,000	7/30	=
	8月	55,000	55,000	8/30	=
	9月	55,000	55,000	9/27	=
	10月	55,000	55,000	10/31	=
	11月	60,500	60,500	11/29	=
	12月	55,000	55,000	12/26	=
	1月	55,000	55,000	1/31	=
	2月	60,500	60,500	2/28	=
	3月	55,000	55,000	3/27	=
	《合計》	676,500	676,500		
按分割合 積算根拠	政務活動(100%) 政務活動(100%)				

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例: ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	入件費	整理番号	1-2
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領収証 中嶋光雄様 No. _____

金額

960500-

内訳

現金

但

4月分給料

小切手

2004年4月26日 上記正に領収いたしました

手形

消費税額等(%)

消費税額等(円)

登録番号

GPO5523

2, 4, 5, 9, 11, 12
16, 17, 18, 19, 30

出所日 11日

領収証 中嶋光雄様 No. _____

金額

95500-

内訳

現金

但

5月分給料

小切手

2004年5月 / 日 上記正に領収いたしました

手形

消費税額等(%)

消費税額等(円)

登録番号

記入印紙

GPO5523

2, 7, 9, 10, 14
17, 21, 24, 28, 31

出所日 10日

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-3
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領 収 証		中 島 光 雄 様	No.
金額	155000-		
内 訳	但 6月分給料として		
現金	2024年 6 月 27 日 上記正に領収いたしました		
小 切 手			
手 形			
消費税額等(%)	[Redacted]		
消費税額等(%)	[Redacted]		
領収書号	[Redacted]		
4, 6, 7, 11, 14		出所日 10日	
18, 21, 25, 27, 28			

領 収 証		中 島 光 雄 様	No.
金額	155000		
内 訳	但 7月分給料として		
現金	2024年 7 月 30 日 上記正に領収いたしました		
小 切 手			
手 形			
消費税額等(%)	[Redacted]		
消費税額等(%)	[Redacted]		
領収書号	[Redacted]		
4, 5, 9, 11, 12		出所日 10日	
16, 19, 23, 26, 30			

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-4
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領収証 中島光雄 様 No. _____

金額

955000

内訳

現金

但 8月分給料にて

小切手

2024年 8月30日 上記正に領収いたしました

手形

消費税額等(%)

消費税額等(%)

登録番号

GR085223

1, 2, 6, 8, 9
13, 16, 20, 23, 30

出所日 10日

領収証 中島光雄 様 No. _____

金額

955000-

内訳

現金

但 9月分給料にて

小切手

2024年 9月27日 上記正に領収いたしました

手形

消費税額等(%)

消費税額等(%)

登録番号

GR085223

3, 5, 10, 13, 17
19, 20, 24, 26, 27

出所日 10日

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-5
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領収証 中島光雄 様 No.

金額

955000-

内 訳

現金

但 10分給料にて

小切手

2024年10月21日 上記正に領収いたしました

手形

消費税額等(%)

消費税額等(%)

整理番号

99095223

1、4、8、10、11

出所日 10日

15、18、22、25、31

領収証 中島光雄 様 No.

金額

960500-

内 訳

現金

但 11分給料にて

小切手

2024年11月29日 上記正に領収いたしました

手形

消費税額等(%)

消費税額等(%)

整理番号

99095223

1、5、7、8、12、14

出所日 11日

15、19、22、26、29

領収書等添付票

品目	人件費	整理番号	1-6
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領収証 中嶋光雄 様 No.

金額

955000-

内訳

現金

小切手

手形

但 12月分給料として

2024年12月26日 上記正に領収いたしました

消費税額等(%)

消費税額等(%)

登録番号

01085223

3、5、6、10、12

13、17、19、20、26

出所日 10日

領収証 中嶋光雄 様 No.

金額

955000-

内訳

現金

小切手

手形

但 1月分給料として

2025年1月8日 上記正に領収いたしました

消費税額等(%)

消費税額等(%)

登録番号

01085223

9、10、14、16、17

21、23、24、28、31

出所日 10日

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-7
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

領収証		中嶋光雄様		No.	
金額		¥ 60500-			
内 訳	但 2ヶ月分給料として				
現金	2025年2月28日 上記正に領収いたしました				
小切手	2025年2月28日 上記正に領収いたしました				
手形	2025年2月28日 上記正に領収いたしました				
消費税額等(%)	[Redacted]				
消費税額等(円)	[Redacted]				
登録番号 [Redacted]					

4, 6, 7, 12, 13, 14
18, 20, 21, 25, 28

出所日 11日

領収証		中嶋光雄様		No.	
金額		¥ 955000-			
内 訳	但 2ヶ月分給料として				
現金	2025年2月27日 上記正に領収いたしました				
小切手	2025年2月27日 上記正に領収いたしました				
手形	2025年2月27日 上記正に領収いたしました				
消費税額等(%)	[Redacted]				
消費税額等(円)	[Redacted]				
登録番号 [Redacted]					

4, 6, 7, 11, 13
14, 18, 21, 25, 27

出所日 10日

中嶋みつお県議会報告

第36号
2024年・春季
発行所
中嶋光雄事務所
(社民党・市民連合)
本人携帯 090 9066 1845
〒757-0004
山形県小野田市山川1675
電話 0836-39-6178
FAX 0836-39-6871
s.nakashima_mitsuo@yahoo.co.jp

24年度当初予算案など全83議案を審議

2月27日～3月15日 **3月県議会報告**

毎県議会ごとに行ってきた「一般質問」も36回目になりました。



村岡県知事が、「安心で希望と活力に満ちた山口県」の実現に向け、県外流出の若い若者や女性の意識・ニーズを捉えた新たな施策を構築し、社会環境の変化や新たな課題に対応した効果的な施策展開を図る「人口減少の克服と本県のさらなる発展に確かな道筋をつける予算」とした。と提案の令和6年度当初予算案など全83議案を審議し、全員賛成で全議案が成立。

しかし、「自民党派閥の政治資金パーティー収入をめぐる裏金事件の真相解明と政治資金規正法の強化を求める意見書」の採択を求める請願、上関町に計画されている中間貯蔵施設に反対の意思表明を求める請願、使用済核燃料「中間貯蔵施設」の上関町への建設に反対することを求める請願3件、学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するための教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める請願の6請願は反対多数の不採択で、紹介議員の一人として賛成した。

大災害時の支援対策は？

避難所の対応は？

能登半島地震では相も変わらず避難所の脆弱性が露呈した。災害時の避難所の改善については、19年2月定例会でも質問したが、相変わらず海外の避難所と比べ劣悪、脆弱な状況にある。

総務部長答弁：

被災者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支えていく上で、避難所の良好な生活環境の確保は重要だ。

このため、県では「避難所運営マニュアル策定のための基本方針」を策定し、各避難所において必要な食料や水、生活物資の備蓄について、市町における適切な対応を促すとともに、お示しの「スフィア基準」も参考として掲げ、避難者一人当たり

- ### 一般質問項目
- 1 大災害時の支援対策
 - 2 子育て支援策
 - 3 保育士の人材不足
 - 4 脱原発
(1) 使用済核燃料の中間貯蔵施設
(2) 上関原発
(3) 上関の地域振興

被災者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支えていく上で、避難所の良好な生活環境の確保は重要だ。

このため、県では「避難所運営マニュアル策定のための基本方針」を策定し、各避難所において必要な食料や水、生活物資の備蓄について、市町における適切な対応を促すとともに、お示しの「スフィア基準」も参考として掲げ、避難者一人当たり

被災者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支えていく上で、避難所の良好な生活環境の確保は重要だ。

このため、県では「避難所運営マニュアル策定のための基本方針」を策定し、各避難所において必要な食料や水、生活物資の備蓄について、市町における適切な対応を促すとともに、お示しの「スフィア基準」も参考として掲げ、避難者一人当たり

被災者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支えていく上で、避難所の良好な生活環境の確保は重要だ。

このため、県では「避難所運営マニュアル策定のための基本方針」を策定し、各避難所において必要な食料や水、生活物資の備蓄について、市町における適切な対応を促すとともに、お示しの「スフィア基準」も参考として掲げ、避難者一人当たり

被災者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支えていく上で、避難所の良好な生活環境の確保は重要だ。

このため、県では「避難所運営マニュアル策定のための基本方針」を策定し、各避難所において必要な食料や水、生活物資の備蓄について、市町における適切な対応を促すとともに、お示しの「スフィア基準」も参考として掲げ、避難者一人当たり

被災者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支えていく上で、避難所の良好な生活環境の確保は重要だ。

このため、県では「避難所運営マニュアル策定のための基本方針」を策定し、各避難所において必要な食料や水、生活物資の備蓄について、市町における適切な対応を促すとともに、お示しの「スフィア基準」も参考として掲げ、避難者一人当たり

被災者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支えていく上で、避難所の良好な生活環境の確保は重要だ。

このため、県では「避難所運営マニュアル策定のための基本方針」を策定し、各避難所において必要な食料や水、生活物資の備蓄について、市町における適切な対応を促すとともに、お示しの「スフィア基準」も参考として掲げ、避難者一人当たり

DMATの 評価と確保は？

被災者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支えていく上で、避難所の良好な生活環境の確保は重要だ。

このため、県では「避難所運営マニュアル策定のための基本方針」を策定し、各避難所において必要な食料や水、生活物資の備蓄について、市町における適切な対応を促すとともに、お示しの「スフィア基準」も参考として掲げ、避難者一人当たり

子育て支援策は？

知事は、若者や子育て世代からは、子どもを2人程度は持ちたいとの希望はあるが、経済的な負担感や子育て環境に不安を感じているとの声があるとの認識を示され、子育て支援策で前向きな新年度予算案を提案されたことを歓迎するが、子ども医療費

知事は、若者や子育て世代からは、子どもを2人程度は持ちたいとの希望はあるが、経済的な負担感や子育て環境に不安を感じているとの声があるとの認識を示され、子育て支援策で前向きな新年度予算案を提案されたことを歓迎するが、子ども医療費

知事は、若者や子育て世代からは、子どもを2人程度は持ちたいとの希望はあるが、経済的な負担感や子育て環境に不安を感じているとの声があるとの認識を示され、子育て支援策で前向きな新年度予算案を提案されたことを歓迎するが、子ども医療費

知事は、若者や子育て世代からは、子どもを2人程度は持ちたいとの希望はあるが、経済的な負担感や子育て環境に不安を感じているとの声があるとの認識を示され、子育て支援策で前向きな新年度予算案を提案されたことを歓迎するが、子ども医療費

知事は、若者や子育て世代からは、子どもを2人程度は持ちたいとの希望はあるが、経済的な負担感や子育て環境に不安を感じているとの声があるとの認識を示され、子育て支援策で前向きな新年度予算案を提案されたことを歓迎するが、子ども医療費

村岡知事答弁：

DMATについて、県では、災害発生直後の急性期において迅速かつ適切な救急医療を提供することができると、専門的な訓練を受けた医師、看護師、業務調整員からなるチームの編成や体制の整備を進めているところだ。

現在、災害拠点病院を中心と

知事は、若者や子育て世代からは、子どもを2人程度は持ちたいとの希望はあるが、経済的な負担感や子育て環境に不安を感じているとの声があるとの認識を示され、子育て支援策で前向きな新年度予算案を提案されたことを歓迎するが、子ども医療費

知事は、若者や子育て世代からは、子どもを2人程度は持ちたいとの希望はあるが、経済的な負担感や子育て環境に不安を感じているとの声があるとの認識を示され、子育て支援策で前向きな新年度予算案を提案されたことを歓迎するが、子ども医療費

知事は、若者や子育て世代からは、子どもを2人程度は持ちたいとの希望はあるが、経済的な負担感や子育て環境に不安を感じているとの声があるとの認識を示され、子育て支援策で前向きな新年度予算案を提案されたことを歓迎するが、子ども医療費

健康福祉部長答弁：

子ども医療費の各市町における独自の取組については、それぞれの自治体が、財政状況や住民ニーズなどを勘案して判断されているものと承知しています。

また、本県の乳幼児医療費助成制度は、国の医療保険制度を補完し、一定の福祉医療の水準を確保することを目的として、基準を定めて助成しているものであり、将来にわたって持続可能な制度とするため、現行水準を維持することが基本であると考えています。

知事は、若者や子育て世代からは、子どもを2人程度は持ちたいとの希望はあるが、経済的な負担感や子育て環境に不安を感じているとの声があるとの認識を示され、子育て支援策で前向きな新年度予算案を提案されたことを歓迎するが、子ども医療費

知事は、若者や子育て世代からは、子どもを2人程度は持ちたいとの希望はあるが、経済的な負担感や子育て環境に不安を感じているとの声があるとの認識を示され、子育て支援策で前向きな新年度予算案を提案されたことを歓迎するが、子ども医療費

健康福祉部長答弁：

子ども医療費の各市町における独自の取組については、それぞれの自治体が、財政状況や住民ニーズなどを勘案して判断されているものと承知しています。

また、本県の乳幼児医療費助成制度は、国の医療保険制度を補完し、一定の福祉医療の水準を確保することを目的として、基準を定めて助成しているものであり、将来にわたって持続可能な制度とするため、現行水準を維持することが基本であると考えています。

健康福祉部長答弁：

子ども医療費の各市町における独自の取組については、それぞれの自治体が、財政状況や住民ニーズなどを勘案して判断されているものと承知しています。

また、本県の乳幼児医療費助成制度は、国の医療保険制度を補完し、一定の福祉医療の水準を確保することを目的として、基準を定めて助成しているものであり、将来にわたって持続可能な制度とするため、現行水準を維持することが基本であると考えています。

健康福祉部長答弁：

子ども医療費の各市町における独自の取組については、それぞれの自治体が、財政状況や住民ニーズなどを勘案して判断されているものと承知しています。

また、本県の乳幼児医療費助成制度は、国の医療保険制度を補完し、一定の福祉医療の水準を確保することを目的として、基準を定めて助成しているものであり、将来にわたって持続可能な制度とするため、現行水準を維持することが基本であると考えています。

上関原発を質す

二井元知事は、福島原発の事故を受けて、公有水面埋立免許に際し、2011年6月県議会での代表質問、また、2012年6月県議会での代表質問に際し、「上関原発計画については、平成13年に国の電源開発基本計画に組み入れられたこと等により、土地利用計画は確定しないものと考

「上関原発計画については、平成13年に国の電源開発基本計画に組み入れられたこと等により、土地利用計画は確定しないものと考

「上関原発計画については、平成13年に国の電源開発基本計画に組み入れられたこと等により、土地利用計画は確定しないものと考

「上関原発計画については、平成13年に国の電源開発基本計画に組み入れられたこと等により、土地利用計画は確定しないものと考

「上関原発計画については、平成13年に国の電源開発基本計画に組み入れられたこと等により、土地利用計画は確定しないものと考

上関町の地域振興は？

1992年以降は、三井物産が、原発の建設に際して、上関町の財政に多大の影響を与えている。上関町の財政は、原発の建設に際して、上関町の財政に多大の影響を与えている。

1992年以降は、三井物産が、原発の建設に際して、上関町の財政に多大の影響を与えている。上関町の財政は、原発の建設に際して、上関町の財政に多大の影響を与えている。

1992年以降は、三井物産が、原発の建設に際して、上関町の財政に多大の影響を与えている。上関町の財政は、原発の建設に際して、上関町の財政に多大の影響を与えている。

1992年以降は、三井物産が、原発の建設に際して、上関町の財政に多大の影響を与えている。上関町の財政は、原発の建設に際して、上関町の財政に多大の影響を与えている。

1992年以降は、三井物産が、原発の建設に際して、上関町の財政に多大の影響を与えている。上関町の財政は、原発の建設に際して、上関町の財政に多大の影響を与えている。

1992年以降は、三井物産が、原発の建設に際して、上関町の財政に多大の影響を与えている。上関町の財政は、原発の建設に際して、上関町の財政に多大の影響を与えている。

1992年以降は、三井物産が、原発の建設に際して、上関町の財政に多大の影響を与えている。上関町の財政は、原発の建設に際して、上関町の財政に多大の影響を与えている。

1992年以降は、三井物産が、原発の建設に際して、上関町の財政に多大の影響を与えている。上関町の財政は、原発の建設に際して、上関町の財政に多大の影響を与えている。

1992年以降は、三井物産が、原発の建設に際して、上関町の財政に多大の影響を与えている。上関町の財政は、原発の建設に際して、上関町の財政に多大の影響を与えている。

1992年以降は、三井物産が、原発の建設に際して、上関町の財政に多大の影響を与えている。上関町の財政は、原発の建設に際して、上関町の財政に多大の影響を与えている。

電源立地等初期対策交付金相当部分は？

「上関原発計画については、平成13年に国の電源開発基本計画に組み入れられたこと等により、土地利用計画は確定しないものと考

「上関原発計画については、平成13年に国の電源開発基本計画に組み入れられたこと等により、土地利用計画は確定しないものと考

「上関原発計画については、平成13年に国の電源開発基本計画に組み入れられたこと等により、土地利用計画は確定しないものと考

「上関原発計画については、平成13年に国の電源開発基本計画に組み入れられたこと等により、土地利用計画は確定しないものと考

「上関原発計画については、平成13年に国の電源開発基本計画に組み入れられたこと等により、土地利用計画は確定しないものと考

「上関原発計画については、平成13年に国の電源開発基本計画に組み入れられたこと等により、土地利用計画は確定しないものと考

「上関原発計画については、平成13年に国の電源開発基本計画に組み入れられたこと等により、土地利用計画は確定しないものと考

「上関原発計画については、平成13年に国の電源開発基本計画に組み入れられたこと等により、土地利用計画は確定しないものと考

「上関原発計画については、平成13年に国の電源開発基本計画に組み入れられたこと等により、土地利用計画は確定しないものと考

「上関原発計画については、平成13年に国の電源開発基本計画に組み入れられたこと等により、土地利用計画は確定しないものと考

紙面の都合で、質問と答弁の全文は、上記のQRコードからご覧いただけます。

6月県議会報告

- 37回目の一般質問
- 1、国の指示権拡大
- 2、JR美祇線の早期復旧
- 3、宇宙状況監視レーダー
- 4、新たな「人材育成・確保基本方針策定指針」
- 5、カスタマーハラスメント
- 6、医療従事者の処遇改善
- 7、共同漁業権と「生物多様性やまぐち戦略」の改定
- 8、使用済み核燃料「中間貯蔵施設」

JR美祢線の早期復旧は？

JRが「地域にあさわしい公共
美術・福利利用促進協議会総会を
交通について議論する部会設置
を」と発言したことは、国が組
織する「再構築協議会」創設に
向けた意図的発言ではないかと
のお尋ねです。

JRからは、現時点では、再
構築に関する法定協議会の設置
を求めることは考えていないと
聞いており、御指摘のような発
言とは認識をしていません。

へを取組んでいます。
県としては、現に鉄道が運休
し、地域住民等が不便な移動を
余儀なくされている状況は早期
に解消する必要があると考へて
おり、復旧に向けた議論を前に
進める観点から、地元の現状や
沿線自治体の意向も踏まえたが
ら、ＪＲから提案があつた部会
の設置を含め、今後の対応を檢
討してまいります。

宇宙状況監視リーダー？

総務部長答弁・・3点のお
ねです。

まず、電波の健康への影響について、国からは、レーダーの電波については、事前の検証により人体に影響を及ぼさないための基準値を下回っており、また、レーダーの運用前にその確

窓のための実測を行い、運用後
も定期的に検査を実施すると説
明を受けています。

また、レーダー運用前の実測
について、国からは、電波の事
測時期等について、現時点で確
定的に申しつけられないが、レー
ダーの運用開始前に、電波の事
測を行うと聞いています。

さらに、住民に何らの説明も

なく、軍事的グレードアップが図られているのではないかについては、国からは、当該リーダー施設は、SDB体制構築にあたって、宇宙ゴミや不審な衛星等を監視する目的に変更はなく、新たな役割は追加されていないとの説明を受けています。

こうしたことから、いずれに
ついても興から國に照会する者
えはありませんが、当該縣勢は
宇宙政策を推進する國が必らず
判斷し整備を進めているもので
あることから、國の責任におい
て、地元市や地域住民に安全
等を十分に説明するなど、同じ
対し、丁寧な対応を求めてま
ります。

国の指示権拡大?

中嶋議員の御質問のうち、からは、国の指示権拡大に関する所見について、お答えします。

先般の新型コロナウイルス感染症への対応では、個別対応で提供されていなかった事態が生じ、それに対処する中、国と地方役割分担について課題が残りました。

この度の地方自治法の改正は

カスハラ対策？

業務部長 櫻井 ・・・
果においても、業務遂行
支障が生じるような迷惑行為
生じており、職員が安心して
ける職場づくりを進める点か
も、こうしたカススタマーハラ

メント行為には組織として適
に対処していくことが重要で
ると思っています。

このため、各種研修を通じハラスメントに対する職員の応力の向上を図るとともに、感行為を受けた職員の心のケア

を目的に、本庁及び県内各地にハラスメント相談窓口を設けていると述べています。

次に、県職員の名札及び執室入口の配席表の写真掲示の中止のお尋ねです。名札や配席の写真については、県民サービスの観点から一定の効果があるとして、現時点で廃止と認識しており、今後も検討する予定はないと述べています。

医療従事者の
処遇改善は？

健康福祉部長答弁

まず、パーフリップ評価料
よる上は、びびりてです。
パーフリップ評価料は、年
年度の診療報酬改定に、
において新設されたものであり
票はその実施状況について、
する立場にあります。

次に、看護補助者の処遇改
善策については、対象となる

療養院のうち約四割が申請を
見込みであり、各医療機関
各々の業務にばりて実施され
ものと見てゐます。

また、看護補助者の確保に
いては、このたびの診療報酬
決定により、看護補助者の賃金
を定率の二割に引き上げ、医療
等にばりて、勤怠をきつゝ、必
ず確保するつもりが、必
ず確保するつもりが、必

次に、医療従事者の給与水準については、その前提となる報酬制度を、国の責任において制度設計すべきものであり、異議の支援は考えていません。

また、医療従事者の勤務環境の整備や離職防止、定率率向

に「いつて、果ては「医療環境改善支援センター」を設立し、研修会の開催や、社会福祉士等のアドバイザー派遣活動を通じ、勤務環境の改善に自主的に取り組む医療機関を支援する」取組を進めていくという。

9月県議会・大雨被害の復旧事業費盛り込んだ補正予算案など可決

9月定例議会は、6月と7月の大雨で被害が出た道路や河川の護岸の復旧事業費などを盛り込んだ一般会計の総額で37億2000万円余りの補正予算案を可決。

道路ののり面や河川の護岸などの復旧事業に21億3800万円、がけ崩れが発生した場所の2次災害や河川の氾濫を未然に防ぐ事業に11億1400万円、倒木や崩れた土砂の除去事業に4億700万円を盛り込んでいます。

また、ツキノワグマの出没が増えるなか、人身被害を防ぐためのパトロール回数を増やす事業などにおよそ440万円、来年開催される大阪・関西万博で、県がブースを出展する計画の策定費などに450万円、燃料高騰が続くなか、フェリー事業者を支援する費用に5370万円が計上されています。

一方で、上関町に関西電力(株)の使用済み核燃料を持ち込む中間貯蔵施設の建設反対を求める請願や、核兵器禁止条約を批准するよう政府に対して意見書を提出することを求める請願は、不採択になり残念でした。

中嶋みつお県議会報告

第38号
2024年・秋季

発行所

中嶋光雄事務所
(社民党・市民連合)
本人携帯 090 9066 1845

〒757-0004
山形県小野田市山川1675

電話 0836-39-6178
FAX 0836-39-6871
✉ nakashima_mitsuo@yahoo.co.jp

質問と答弁の概要



中嶋みつお

人口減少問題

知事は、「若者や子育て世代からは、子どもを2人程度は持たせたいとの希望はあるが、経済的な負担や子育て環境に不安を感じるとの理由があった。」との認識を述べている。

いわば、少子化の背景には、未婚化・晩婚化、妊娠・出産期や子育て期の孤立感や負担感、子育てに係る費用負担、仕

村岡知事答弁

若者が結婚を躊躇する理由の一つとして、所得が低いなど経済的な不安定さなどがあること

農業・農村政策について

スーパーでお米がなくなりおこごでした。百姓は高く売りたい。消費者は安く買いたい。矛盾はトレードオフです。

物財費などの高騰は無視され、米などは赤字販売を強いられ、百姓の跡継ぎや高齢化が農業を破壊している実態を直視すべきです。

ところで。私は、人口減少問題の克服に向け、引き継ぎ、若い世代の所得の向上につながるよう、取組を進めてまいります。

農業・農村政策を問う

(1) 食料・農業・農村基本法において、食料自給率の向上や適正な価格形成に関する、国の施策を問う。

食料自給率の向上については、現在、国において、具体的な施策を盛り込んだ基本計画を改定中であり、適正な価格形成については、新たな法制化を検討中です。

(2) 種子は、多国籍企業の外産に頼っている品種が多く、種子の輸入が途絶えると作物も作れなくなるのに、種子の安定供給は確保されていない。

食料安全保障の観点からも、種子の安定供給は重要と考えるが、国・県の認識と取組を問う。

国では、民間ノウハウを活用して品種開発を進める必要があり、その認識のもとで、種子の開発が進められています。

県としては、農産物を生産する上で、優良種子の確保は重要な役割を担っています。

(3) みどりの食料システム戦略は、将来にわたる食料の安定供給を図るために、持続的な食料システムを構築することが急務として策定されたが、戦略に基づき、農業分野における温室効果ガスの削減、化学農薬の使用削減、有機農業の拡大の取組・支援の状況を問う。

県では、国の「みどりの食料システム戦略」に基づき、計画を令和5年に策定し、温室効果ガスの削減に資する堆肥の使用を積極的に推進するとともに、化学農薬・化学肥料の使用量を低減した生産物を産出する「エコ」や「まぐち農産物認証制度」の普及に取り組んでいます。

である認識しており、令和5年に「山口県産苗条例」を制定し、優良な種子などの安定供給に取り組んでいます。

(4) 農林水産省は、2050年までに耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大することを目指しており、この達成に向けた人材育成に農業大学校の役割は重要だと考える。農業大学校で有機農業を学ぶカリキュラムはあるか問う。

有機農業については、令和3年度に「山口県有機農業推進計画」を策定し、技術の確立・普及や、農業者の主体的な取組の支援などを行っているところで

農業大学校では、有機栽培等への理解促進や、有機JASなどの認証制度に関する知識習得に加え、病害虫防除や、有機質肥料の使用など、有機農業に関する講義を行っています。

(5) 農業従事者が、有機農業を学びたいと希望したときに県普及指導員の指導や座学など学べる仕組みがあるのか問う。

各農林水産事務所担当職員を配置し、有機農業に関する技術的な相談対応や指導を行っています。

(6) 農業の持つ役割は、まさに公益事業だとの発想で、足元の資源を見直し、地産地消・地域循環型経済・ローカルな自給圏構築を進めるべき施策だ。と推奨する考え方がある一方、県における農業施策についての見解を問う。

県では、「やまぐち農林水産振興計画」において、多様な人材や中核経営体の確保・育成、県産農林水産物のさらなる需要拡大、持続可能な生産供給体制の確立、基盤整備と防災力強化を図ることを目指しています。

この内、需要拡大に向けては、地産・地消の取組の強化を図る地と二つの、大都市圏や海外の現地ニーズに的確に対応した供給体制の整備を進めてまいります。

優良事例の紹介など、計画策定を支援しており、その結果、「一人・農地プラン」に示された農地をほぼ取り入れた「地域計画」の策定が見込まれています。

なお、所有者不明の農地については、農業委員会が告示、県による裁定等の手続きを経て、農地中間管理機構に貸し付けることで、担い手への集積を進めています。

(8) 太陽光発電については、農地に限らず、近年、件数の増加に伴ってトラブル事例が発生している地域があるほか、設置後の維持管理、設備の廃棄等に対する住民の不安が高まっており、加えて大規模施設等の設置による土砂災害の発生なども懸念されている状況にある。県として、「太陽光発電施設の設置規制等に関する条例」を制定すべきであるが、見解を問う。

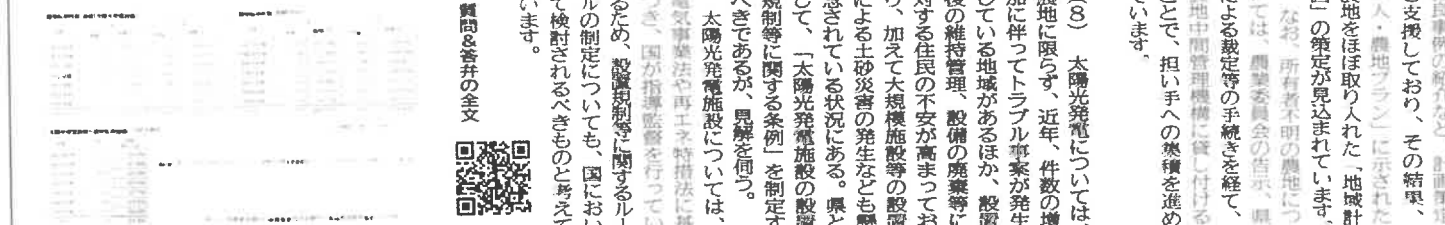
太陽光発電施設については、電気事業法や再エネ特措法に基づき、国が指導監督を行っているため、設置規制等に関する条例の制定については、国において検討されるべきものと考えています。

(7) 耕作放棄地の拡大に目を付けた業者の農地買いあさりや太陽光発電施設の増加や相続未登記農地（所有者不明農地）の点在する農地が増えている中、人・農地プランから地域計画の策定に向けた、県の取組を問う。

これまで、市町において、県内約350の地域で「一人・農地プラン」が作成されてきました。令和4年度に、国は、農地利用促進を明文化した「地域計画」の策定を法定化したところです。

これを受け、県では市町と連携し、話し合い活動のサポートに加え、策定マニュアルの提示や

質問と答弁の全文



土木建築委員会質疑 (概要)

○国道190号渡場交差点について <道路建設課長>

・渡場交差点については、現状の交通量について、国道で12,360台/日程度、県道は、南側で1,723台/日、北側の方で2,618台/日程度の交通量となっている。

・周辺の状況は、今、県道津布田郡線の国道より北側で工事をやっている関係で、交差点の中で、右折車両が非常に卓越している状況にあり、交差点の混雑状況も、今、大変混雑している状況にあると思っている。

・これについては、災害復旧工事が、順次、規制が解除されるということで、交通の状況も回復していくものと考えている。

・ただ、国道190号等の交通渋滞の解消については、混雑状況の酷い主要渋滞箇所から順次、国の方でも調査等をしている状況にあり、この交差点については、そういう箇所にも上がっていないため、今、調査もされていない状況と考えている。

○桜川の浸水被害の現状と対策、大正川排水機場について <河川課長>

・桜川を含む大正川流域については、平成22年7月梅雨前線豪雨により甚大な被害を受けたことから、河川激甚災害対策特別緊急事業により、河川改修や排水機場のポンプ増設等を実施し、被害軽減に努めてきた。

・しかしながら、令和4年や令和5年の梅雨前線豪雨は、気象庁の東厚保雨量局において、24時間雨量が2年連続で観測史上最大を更新し、施設の能力を超える記録的な大雨であったことから、家屋等の浸水被害が発生している。

・県としては、現施設の能力を最大限確保するため、桜川の河川内の土砂や立木の撤去を毎年実施しており、今後も引き続き、浸水被害の軽減に努めてまいります。

・また、ソフト対策として、市と連携し、住民の避難行動に資する情報提供等の対策に取り組んでいく。

・当該事業は、厚狭川水系の河川改修事業に含まれるものとして、事業評価の対象となっており、今年度、再評価を実施したところであり、公共事業評価委員会より、意見をいただくこととしている。

・今後も、5年ごとに、当該事業の事業評価を実施していくこととしている。

○厚狭川右岸の災害復旧工事について <河川課長>

・山陽小野田市の日本化薬厚狭工場前の護岸の災害復旧工事については、令和4年の台風14号、令和5年および令和6年の梅雨前線豪雨により、毎年続けて護岸が被災し、施工箇所が3箇所となったことに加え、各被災延長も長いことから、工事期間が長期化しているところ。

・工事の遅れの原因については、被災した3箇所のうち、1箇所において、護岸背面の土質が当初想定よりも不良であり、施工方法を変更せざるを得ない状況となったことなどによるもの。

・県道津布田郡線の通行止めについては、10月上旬に片側 交互通行へ切り替える予定としている。

・なお、災害復旧工事の進捗状況や、県道の通行規制については、地元自治会や厚狭工場に随時、情報提供しながら進めている。

・河川内に設置している大型土のうについては、あくまで 仮設であり、破損・流出した場合は、必要に応じて再設置するなど、適切に対応している。

○郡津布田海岸の護岸工事について、扉(陸閘)の設置について <河川課長>

・郡、津布田地区海岸については、老朽化対策及び高潮対策の必要な約1.4kmのうち、優先度の高い約260mの区間から実施することとしており、令和4年度より護岸の詳細設計を行い、令和5年度から食品加工会社前の約50mの護岸工事を施工しているところ。

・今後も、国の5か年加速化対策の予算等も活用しながら、必要な予算を確保して、工事を進めていくこととしている。

・委員指摘のものは、陸閘というものだと思うが、防潮堤は、堤防が高いため、壁みたいな形になるので、海岸への出入りが、陸閘を開放して入っていく形になる。一方で陸閘は弱点にもなるので、住民の方々の利用形態や要望等踏まえて検討させていただきたい。

岩国基地における機 體更新等を問う

オスプレイの配備に反対
すべきとお尋ねです。

昨年11月に鹿児島沖で
発生したオスプレイの墜落
事故について、国からは、
事故原因に対応した安全対
策を講じるにより、同
種の不具合による事故を予
防、対処することが可能と
の説明がありました。

また、本年3月の運用再
開以降、日本国内において
新たなトラブル等の発生も
なく、安全に飛行を行って
いることから、国として
、オスプレイの機体の安
全性に問題ないとの見解が
示されているとです。

オスプレイを含む航空機
の安全性については、専門
的な知見を有する国の責任
において確保されるべきも
のであり、また、国の説明
については、一定の理解が
できるものと考えられるこ
とから、県として、オスプ
レイへの機體更新に反対す
る考えはありません。

次に、日米地位協定を改
定し、政府において、米軍
機事故等に対する調査・権
限が行使できるよう求める
べきとお尋ねです。

日米地位協定の改定につ
いては、基地を抱える都道
府県で構成する渉外知事会
において、これまでも、事
故時の日本側の権限を明確
にするため、基地の外にお
ける日本国の当局の捜索や
差押え、検証を行う権利の
行使などについて、日米両
政府に対し、要望している

とこです。

県としては、引き続き、
課題をともにする関係都道
府県と連携し、国や米側に
粘り強く働きかけてまいり
ます。

詳細は
↓



詳細は
↓



長生炭鉱水没事故犠 牲者の遺骨還魂を問 う

長生炭鉱の水没事故にお
いて、多くの方が亡くな
られたことは大変痛まし
く、改めて犠牲者の方々に哀悼
の意を表します。

遺骨の収集、返還につ
いては、国の責任において対
応されるべきものであるこ
とから、県ではこれまで、
日韓親善と人道上の立場か
ら、「刻む会」の皆様など

の御要望や御意見を国に伝
えてきたところです。

県としては、引き続き、
「刻む会」の皆様などから
の御要望等を国に伝え、国
による長生炭鉱犠牲者の方々
の遺骨収集等が進むよう努
めてまいります。

詳細は
↓



朝鮮学校の子どもた ちの権利を問う

朝鮮学校の子どもの学
校生活に関する国の現状の認
識についてです。

県としては、朝鮮学校を、
学校教育法に定める各種学
校として認可しており、そ
の教育活動を妨げてはいな
いと認識しています。

また、外国人の子どもに
ついては、国籍を問わず、
公立の小学校への入学が
可能であるなど、教育を受
ける権利について一定の保
障がなされ、いると考えて
います。

次に、「子どもの最善の
利益」を保障するには、子
どもの国籍や民族、思想な
どは問われはならないと
思うが、県の見解はどうか
とお尋ねしています。

これも基本法では、全
ての子どもについて、「その
最善の利益が優先して考慮
されること」、「差別的取
扱いを受けることがないよ
うにする」と、「教育を
受ける機会が等しく与えら
れること」などが基本理念
として規定されています。

県としては、これらの基
本理念は当然尊重すべきも
のと考えています。

詳細は
↓

「奇跡の海」の保全 について

(1) 国策の優先順
位について問う

生物多様性国家戦略は、
生物多様性条約と生物多様
性基本法に基づく基本的な
計画であり、人間の安全保
障の根幹である生物多様性、
自然資本を守り活用するた
めの戦略です。

また、エネルギーは、国
民生活の安定向上並びに国
民経済の維持発展に欠くこ
とのできないものであり、
エネルギー政策は国家運営
の基本です。

これらの政策は、国にお
いて責任を持って進められ
るべきものであって相互間
に優劣はなく、県として優
先順位はつけていません。

県としては、埋立免許権
者として、公有水面埋立法
に基づき、適正に対処した
ところであり、中国電力の
言い分だけを取り上げる不
公平な扱いではなく、また、

お尋ねの2022年の竣
功期間延長の申請について
は、埋立工事に先立って実
施する必要がある海上ボー
リング調査において、調査
地点付近で複数の船舶を停
泊させる行為が継続してあ
ったことなど、調査の実施に
支障となる事実があったこ
とを確認し、工事を期間内
に竣功できなかった合理的
な理由があると認められた
ことなどから、延長許可し
たものです。

海上から、上関原
発電所予定地及び使
用済み核燃料「中間
貯蔵施設」調査地を
視察

中国電力に便宜を図るよう
な行為との御指摘は当たり
ません。

詳細は
↓

使用済み核燃料「中 間貯蔵施設」につ いて問う

使用済み核燃料中間貯蔵
施設についてのお尋ねにお
答えします。

上関町における使用済み
核燃料中間貯蔵施設につ
いては、現在はいくつか、
立地可能なかどうか、そ
の調査が実施されているこ
とであり、県としての対
応を申し上げる状況には
ないものと考
えています。

詳細は
↓

使用済み核燃料「中 間貯蔵施設」につ いて問う

使用済み核燃料中間貯蔵
施設についてのお尋ねにお
答えします。

上関町における使用済み
核燃料中間貯蔵施設につ
いては、現在はいくつか、
立地可能なかどうか、そ
の調査が実施されているこ
とであり、県としての対
応を申し上げる状況には
ないものと考
えています。

詳細は
↓

使用済み核燃料「中 間貯蔵施設」につ いて問う

使用済み核燃料中間貯蔵
施設についてのお尋ねにお
答えします。

上関町における使用済み
核燃料中間貯蔵施設につ
いては、現在はいくつか、
立地可能なかどうか、そ
の調査が実施されているこ
とであり、県としての対
応を申し上げる状況には
ないものと考
えています。

詳細は
↓

使用済み核燃料「中 間貯蔵施設」につ いて問う

使用済み核燃料中間貯蔵
施設についてのお尋ねにお
答えします。

上関町における使用済み
核燃料中間貯蔵施設につ
いては、現在はいくつか、
立地可能なかどうか、そ
の調査が実施されているこ
とであり、県としての対
応を申し上げる状況には
ないものと考
えています。

詳細は
↓

使用済み核燃料「中 間貯蔵施設」につ いて問う

使用済み核燃料中間貯蔵
施設についてのお尋ねにお
答えします。

上関町における使用済み
核燃料中間貯蔵施設につ
いては、現在はいくつか、
立地可能なかどうか、そ
の調査が実施されているこ
とであり、県としての対
応を申し上げる状況には
ないものと考
えています。

詳細は
↓

使用済み核燃料「中 間貯蔵施設」につ いて問う

使用済み核燃料中間貯蔵
施設についてのお尋ねにお
答えします。

上関町における使用済み
核燃料中間貯蔵施設につ
いては、現在はいくつか、
立地可能なかどうか、そ
の調査が実施されているこ
とであり、県としての対
応を申し上げる状況には
ないものと考
えています。

詳細は
↓

使用済み核燃料「中 間貯蔵施設」につ いて問う

使用済み核燃料中間貯蔵
施設についてのお尋ねにお
答えします。

上関町における使用済み
核燃料中間貯蔵施設につ
いては、現在はいくつか、
立地可能なかどうか、そ
の調査が実施されているこ
とであり、県としての対
応を申し上げる状況には
ないものと考
えています。

詳細は
↓

使用済み核燃料「中 間貯蔵施設」につ いて問う

使用済み核燃料中間貯蔵
施設についてのお尋ねにお
答えします。

上関町における使用済み
核燃料中間貯蔵施設につ
いては、現在はいくつか、
立地可能なかどうか、そ
の調査が実施されているこ
とであり、県としての対
応を申し上げる状況には
ないものと考
えています。

詳細は
↓

使用済み核燃料「中 間貯蔵施設」につ いて問う

使用済み核燃料中間貯蔵
施設についてのお尋ねにお
答えします。

上関町における使用済み
核燃料中間貯蔵施設につ
いては、現在はいくつか、
立地可能なかどうか、そ
の調査が実施されているこ
とであり、県としての対
応を申し上げる状況には
ないものと考
えています。

詳細は
↓

使用済み核燃料「中 間貯蔵施設」につ いて問う

使用済み核燃料中間貯蔵
施設についてのお尋ねにお
答えします。

上関町における使用済み
核燃料中間貯蔵施設につ
いては、現在はいくつか、
立地可能なかどうか、そ
の調査が実施されているこ
とであり、県としての対
応を申し上げる状況には
ないものと考
えています。

詳細は
↓

使用済み核燃料「中 間貯蔵施設」につ いて問う

使用済み核燃料中間貯蔵
施設についてのお尋ねにお
答えします。

上関町における使用済み
核燃料中間貯蔵施設につ
いては、現在はいくつか、
立地可能なかどうか、そ
の調査が実施されているこ
とであり、県としての対
応を申し上げる状況には
ないものと考
えています。

詳細は
↓

使用済み核燃料「中 間貯蔵施設」につ いて問う

使用済み核燃料中間貯蔵
施設についてのお尋ねにお
答えします。

上関町における使用済み
核燃料中間貯蔵施設につ
いては、現在はいくつか、
立地可能なかどうか、そ
の調査が実施されているこ
とであり、県としての対
応を申し上げる状況には
ないものと考
えています。

詳細は
↓

使用済み核燃料「中 間貯蔵施設」につ いて問う

使用済み核燃料中間貯蔵
施設についてのお尋ねにお
答えします。

上関町における使用済み
核燃料中間貯蔵施設につ
いては、現在はいくつか、
立地可能なかどうか、そ
の調査が実施されているこ
とであり、県としての対
応を申し上げる状況には
ないものと考
えています。

詳細は
↓

使用済み核燃料「中 間貯蔵施設」につ いて問う

使用済み核燃料中間貯蔵
施設についてのお尋ねにお
答えします。

上関町における使用済み
核燃料中間貯蔵施設につ
いては、現在はいくつか、
立地可能なかどうか、そ
の調査が実施されているこ
とであり、県としての対
応を申し上げる状況には
ないものと考
えています。

詳細は
↓

使用済み核燃料「中 間貯蔵施設」につ いて問う

使用済み核燃料中間貯蔵
施設についてのお尋ねにお
答えします。

上関町における使用済み
核燃料中間貯蔵施設につ
いては、現在はいくつか、
立地可能なかどうか、そ
の調査が実施されているこ
とであり、県としての対
応を申し上げる状況には
ないものと考
えています。

詳細は
↓

使用済み核燃料「中 間貯蔵施設」につ いて問う

使用済み核燃料中間貯蔵
施設についてのお尋ねにお
答えします。

上関町における使用済み
核燃料中間貯蔵施設につ
いては、現在はいくつか、
立地可能なかどうか、そ
の調査が実施されているこ
とであり、県としての対
応を申し上げる状況には
ないものと考
えています。

詳細は
↓

使用済み核燃料「中 間貯蔵施設」につ いて問う

使用済み核燃料中間貯蔵
施設についてのお尋ねにお
答えします。

中嶋みつお県議会報告

発行所

中嶋光雄事務所
(社民党・市民連合)〒757-0004
山陽小野田市山川675
Tel. 0836-39-6178
fax 0836-39-6871

已(み)のり多き年となりますよう祈ります。 新春のお慶びを申し上げます

11月県議会

一般会計補正予算案などを可決 防災減災対策及び物価高対策の経費を計上

11月25日・12月13日(会期19日間)で開催された11月県議会では、一般会計補正予算案など21議案及び5議案を審議。そして経費審査の23年度歳入歳出決算6議案を最終日に採決、全議案が可決されました。ただ、今回も、使用済燃料「中間貯蔵施設」の上関町への建設に反対することを求める議案は、賛成少数で不採決でした。

12月県議会では、防災・減災、国土強靱化や産業基盤の整備を推進するため、補助・直轄公共事業について、農林水産関係及び土木関係で、合わせて約229億5千万円が補正計上され



39回目の一般質問を行いました。

持続可能な農業について質す

農業の下支えに交付金を支給

●農林水産部長は、本県にも、通信環境が未整備の農地があり、デジタル技術を活用するために通信環境を整備するためには、国事業により、無線基地局や

光ファイバーなどの導入支援を行うほか、民間独自のネットワークサービスの利用を促しています。次に、生産者の声について、将来の担い手や農地

のあり方を定める「地域計画」の策定・実現に向けた話し合い活動の場に参加することなどを通じて、農業者の今後の経営意向などを把握し、それぞれの経営課題に応じた技術指導や専門家を派遣などを行っています。農業の多面的機能を下支えする生産者への直接的な

支援についてです。県では、農業の有する多面的機能を維持するため、市町と連携し、国の制度を活用して、農業生産者や地域住民が、農地の法面や水路、農道、ため池の管理等を共同で行う活動に対し、交付金の支給を行っていますと答えた。

新たに公認心理師ら配置

困難問題抱える女性対応で、相談センター増員

困難女性支援法の施行への対応を質す。●村岡県知事は、女性を巡る課題は、複雑化、多様化、複合化しており、相談から保護・自立支援までの専門的支援を包括的に提供する

とともに、県、市町、警察、関係機関、民間団体が連携、協働した、早期かつ切れ目のない支援が重要で、そのため、県や市町の女性支援関係部局及び福祉、医療、法律、民間シェルター等の関係・団体で構成する「支援調整会議」を新たに設置、支援施策や実施状況の共有を図るとともに、個別ケースの支援方針の検討に当たっては、医師や弁護士等の専門家の助言が得られるようにしていますと答弁。

介護福祉人材確保を商う

●健康福祉部長は、高齢者・障害者施設の利用者の受入状況は、定員上限まで受け入れることができない状況が生じている高齢者施設等からは、職員不足が要因となつているという声も聞かれています。

次に、人材不足について、高齢者・障害者施設に限った推計はありませんが、介護・福祉分野の人材不足がかなりなど家計を苦しめている状況、格差拡大、農林水産業の衰退などへの対策は国の政策への追随が主であり、引き続き県政を主軸とする役割を果たしてまいります。

●環境生活部長は、困難女性支援法の公布等を受け、相談件数の増加への対応や女性自立支援施設入所者への支援充実のため、女性相談支援員や生活支援員を増員するとともに、医学的又は心理学的な援助を行うため、心理職の常勤職員や精神科の嘱託医を新たに配置

次に、入所者への社会生活自立に向けた支援については、困難な問題を抱える女性や、地域で自立して生活できるような、市町や関係機関と連携し、医学的、心理的支援、生活支援、就労支援、居住支援等を実施。また、施設退所後、すぐに自立生活に移ることが難しい女性等を対象に、心のケアや自立に向けた準備をするためのステップハウスを民間団体と協働で運営し、社会生活自立に必要な支援を行っています。

生活保護世帯の車の保有と基準を質す

●健康福祉部長は、令和4年度末時点において、県内の福祉事務所が保有を容認している自動車の件数は63件で、国が定めた基準に基づき、各福祉事務所において、保有容認の可否等を判断している。

公契約条例の制定を問う

●会計管理局長は、県では、公共事業に係る労働単価の見直しを毎年実施し、工事の受注者等に対して適切な額による賃金の支払い要請を行うとともに、最低制限価格制度や低入札価格調査制度の運用など、適正な賃金水準等の確保に努めていると答弁。

「公契約条例」の制定については、多様な職種を網羅する賃金水準を、自治体が独自に設定することや、同一企業内の同一職種において、公契約に従事する者などとの間に賃金格差が生じるなど、様々な課題が指摘されています。「公契約条例」の制定について、県としては、労働関係法制を所管する国の動向等を、引き続き注視していくと答えた。

また、受給者の人権侵害などの問題発生は、過去10年間で昨年年度に1件あり国に報告。県としても、県内福祉事務所の担当職員を対象に実務経験や担当業務に応じた研修会の派遣等を行っており、引き続き、こうした取組を通じて担当職員の資質向上を図ることとしていると答弁。

(1)平成13年の8分野21項目の知事意見において、「発電所内での新たな貯蔵施設にたらないで済むよう、また、発電所内での貯蔵が長期にわたらないよう、適切な対策を講ずること」と要請しているにも関わらず、関西電力及び高橋原発電所使用済燃料の上開への持ち込み計画を直ちに拒否しないのは何故か。

現在はいくまでも、使用済燃料中間貯蔵施設立地可能なか、その調査が実施されているところであり、県として対応を中絶する状況にはないものと承知しています。

次に、期間延長許可により中国電力は、法的には埋立工事を実施できる状況にありますが、引き続き発電所本体の着工時期が見通せない状況にあることが、原発建設計画が存する県の立場からは、埋立工事のみを先行すべきではないと判断し、発電所本体の着工時期の見通しがつくまで埋立工事を実施しないよう、要請しているものです。

国策民営の上関原発・中間貯蔵施設を質問するも議論はかみ合わず

請との整合性を伺う。期間延長の申請については上関原発の重要事項であるとの国の見解が明確に示されたことと、土地需要があるを判断し、延長を許可したものです。

設が同時に存在するところと全閣にも無き、過大な負担」との発言が無ったかのような姿勢だが、真意を伺う。

(4)高橋原発電所が再稼働すれば燃料プールの100年程度で満杯になる見通しと。中電が上関町で検する中間貯蔵施設は関係ないとの意向を伺う。

現在、中国電力により、使用済燃料中間貯蔵施設の立地可能性調査が行われているところですが、当該施設は、国民の同意、調査を行っていただき「い」との知事コメントが報道された。「原発本体と中間貯蔵施設」との関係についてです。

このため、県としては、これまで、中国電力において、上関町からの要請も踏まえ、関係者への説明や必要な情報提供など、周辺市町の首長の声等に十分配慮した対応が行われるべきと要請しているところであり、改めてその旨をコメントとして発信したものです。

なお、お示しの知事発言は、施設の建設に関し何らかの判断をしていただくものではありません。次に、高橋原発電所の再稼働と上関地区における中間貯蔵施設との関係についてです。

(5)青森県むつ市の中間貯蔵施設が1月に操業を始め、貯蔵期間は50年間と定められたが、搬出先は明記されていない。当初の搬出先は第2再処理工場とされていたが、六ヶ所村の再処理工場の稼働は見通せず、第2再処理工場の計画は立ち消えになっているとの情報を把握しているのか。

このため、中間貯蔵された使用済燃料については、六ヶ所村再処理工場へ搬出する等と約束したが、その約束は再処理工場の27回目の延期で瓦解した。国は今年度末までに見直し案を示さなければ、運転開始から40年超原価3基の運転を止め、としているが、むつ市中間貯蔵施設への搬入は青森県知事に拒否されている。こうした情報を把握しているのか。

(6)10月7日福井県議会には「使用済燃料対策の着実な実施を求める意見書」を採択し、「使用済燃料の必要量搬出量を確保し、県外に搬出する道路マップ」を早期に見直し、六ヶ所再処理工場は、この「県外」については、関電原発の電力消費地の関西圏から、は「ここ」に拒否され、具体名が上がっているのは関電だけという事実に対する認識を伺う。

(7)関電は福井県に対し「中間貯蔵施設の他地帯を確保し、2030年頃に操業開始、それまでの間に、中間貯蔵施設に、立地拒否、受け入れ拒否に傾かびフランスへ搬出する」等と約束したが、その約束は再処理工場の27回目の延期で瓦解した。国は今年度末までに見直し案を示さなければ、運転開始から40年超原価3基の運転を止め、としているが、むつ市中間貯蔵施設への搬入は青森県知事に拒否されている。こうした情報を把握しているのか。

(8)関西電力と国は、使用済燃料対策ロードマップを本年度末までに見直しと表明したが、フルトニウム・リサイクル政策の破綻は、現実をしっかりと見据えれば、その実も「ロードマップの失効性」など窺わべくもない。六ヶ所再処理工場は、ブルサマル実績等から、一定の仮定の下で計算しても、高々100機に留まらざるを得ないという現状を認識できているのか。

このうち、中間貯蔵施設については、関西電力が「特定の地点を具体的に想定していない」としていることは、報道により承知しています。

このうち、中間貯蔵施設については、立地拒否、受け入れ拒否に傾いては、関西電力が「特定の地点を具体的に想定していない」としていることは、報道により承知しています。

このうち、中間貯蔵施設については、立地拒否、受け入れ拒否に傾いては、関西電力が「特定の地点を具体的に想定していない」としていることは、報道により承知しています。

このうち、中間貯蔵施設については、立地拒否、受け入れ拒否に傾いては、関西電力が「特定の地点を具体的に想定していない」としていることは、報道により承知しています。

方、現在は、平成17年当時と比較して、想定される使用済燃料の年間発生量が大きく減少し、六ヶ所再処理工場の年間処理能力を一定程度下回ると想定されています。

方、現在は、平成17年当時と比較して、想定される使用済燃料の年間発生量が大きく減少し、六ヶ所再処理工場の年間処理能力を一定程度下回ると想定されています。

方、現在は、平成17年当時と比較して、想定される使用済燃料の年間発生量が大きく減少し、六ヶ所再処理工場の年間処理能力を一定程度下回ると想定されています。

方、現在は、平成17年当時と比較して、想定される使用済燃料の年間発生量が大きく減少し、六ヶ所再処理工場の年間処理能力を一定程度下回ると想定されています。

方、現在は、平成17年当時と比較して、想定される使用済燃料の年間発生量が大きく減少し、六ヶ所再処理工場の年間処理能力を一定程度下回ると想定されています。

方、現在は、平成17年当時と比較して、想定される使用済燃料の年間発生量が大きく減少し、六ヶ所再処理工場の年間処理能力を一定程度下回ると想定されています。

方、現在は、平成17年当時と比較して、想定される使用済燃料の年間発生量が大きく減少し、六ヶ所再処理工場の年間処理能力を一定程度下回ると想定されています。

方、現在は、平成17年当時と比較して、想定される使用済燃料の年間発生量が大きく減少し、六ヶ所再処理工場の年間処理能力を一定程度下回ると想定されています。

方、現在は、平成17年当時と比較して、想定される使用済燃料の年間発生量が大きく減少し、六ヶ所再処理工場の年間処理能力を一定程度下回ると想定されています。